

仕様書

1. 件名

河口湖畔仮設トイレ清掃管理

2. 契約期間

令和7年10月1日から令和10年9月30日まで

3. 履行場所

参考：別添「位置図」

No	名 称
1	浅川片浜駐車場仮設トイレ
2	大橋北詰駐車場仮設トイレ
3	長崎仮設トイレ
4	奥川尻仮設トイレ
5	八杭駐車場仮設トイレ
6	下条浜仮設トイレ
7	足和田放水路仮設トイレ

4. 実施頻度

通年 月4回以上

5. 業務内容

① 清掃

大小便器、床、内壁、外壁、天井、トイレ外周の清掃を行う。

※業務で収集したゴミは、分別し受注者において処理すること。

② 設備等点検

ドアや配管設備等の破損や不具合等、施設の不具合箇所の有無について点検・確認を行う。

※不良箇所等があった場合は、写真等に記録し速やかに発注者に報告を行うこと。

③ トイレトペーパー補充

※トイレトペーパーの調達は受注者が行うこと。

(参考) R6年度年間使用量 100ロール程度

【その他作業上の留意事項等】

- ・ 作業中は、立て看板等を設置し、利用者への配慮を行うこと。
- ・ 作業中は、言動に注意し、利用者とのトラブルを起こさないよう注意すること。
- ・ 作業従事者は、本業務に適した衣服を着用し、安全に十分注意すること。

6. 業務履行に係る費用

清掃用具、車両に係る費用、トイレトペーパー購入費等本業務に係る一切の費用は受注者の負担とする。

7. 報告

受注者は、作業日毎に作業日報を作成のうえ月毎に取りまとめ、作業月の翌月 10 日までに発注者へ提出すること。

8. 入札

入札書に記載する金額は、本業務履行に係る一切の経費を含むものとし、契約金中の総額（消費税を除く。）を記載すること。

9. 委託料の請求及び支払い

受注者は、作業実施月の翌月10日までに町に対し委託料の請求を行うものとする。発注者は、請求書受領後30日以内に支払うものとする。

10. 担当課

富士河口湖町役場 地域防災課

11. その他

作業従事者が業務履行にあたり、風紀、衛生及び労働法規上不適当と町が判断した場合、口頭又は文書にて申し出を行う。その場合、受注者は作業従事者のの変更を行うものとする。

本件の契約は長期継続契約となるため、本件に係る令和 8 年度以降の予算が削除又は減額された場合には、発注者は契約を解除することができるものとし、受注者は契約の解除により生じた損害を発注者に対して請求できないものとする。

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に記載された事項に疑義が生じた場合は、発注者及び受注者で協議の上決定するものとする。

位置図



① 浅川片浜駐車場仮設トイレ



② 大橋北詰駐車場仮設トイレ



③ 長崎仮設トイレ



④ 奥川尻仮設トイレ



⑤ 八杭駐車場仮設トイレ



⑥ 下条浜仮設トイレ



⑦ 足和田放水路仮設トイレ

